募集要項

雲南市畑鵜森林公園指定管理者募集要項

雲南市では雲南市畑鵜森林公園の指定管理者の指定にあたり、広く事業者等を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

１　対象施設の概要

（１）名　称　雲南市畑鵜森林公園

（２）所在地　雲南市大東町畑鵜１００２番地

（３）施設の規模及び内容

別紙「雲南市畑鵜森林公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）施設利用者数（令和２年度実績）及び利用料

利用者　約１５０人

利用料の徴収実績はありません。

２　指定管理者が行う管理の基準

（１）関係法令及び条例の規定を遵守すること。

（２）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（３）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

（４）利用者の意見・要望を管理運営に反映すること。

※管理の基準に関するその他細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

３　指定管理者の業務等

（１）公園施設の維持管理に関する業務

（２）上記のほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

４　指定の期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

５　応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

①　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

②　雲南市から指名停止措置を受けていないこと。

③　県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

④　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑤　雲南市内に主たる事業所を有していること。

６　提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加

資料の提出を求めることがあります。

（１）指定管理者指定申請書（雲南市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１６年雲南市規則第２０７号）別記様式）

（２）雲南市畑鵜森林公園指定管理者事業計画書（収支計画書）（別紙様式１）

（３）定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

（４）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

（５）申請の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

（６）申請の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

（７）労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

（８）納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書）

（９）その他市長が必要と認める書類

７　事業規模

雲南市畑鵜森林公園の管理事業に係る経費については、以下の参考金額以内で、申請の際の事業計画を策定してください。

（参考金額）

＜想定する支出＞	＜指定管理料＞
収入（使用料等）　　０円 支出（管理費用）　４９８，３００円	４９８，３００円以内

※１年間の管理に係る経費

８　質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①　受付期間　令和３年９月６日（月）から同年９月１７日（金）まで

②　受付方法　質問票（別紙様式２）に記入の上、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。
FAX:0854-40-1059　電子メール:ringyouchikusan@city.unnan.shimane.jp

③　回　　答　質問内容及び回答はＦＡＸ又は電子メールで申請者全てに通知します。

９　現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

①　開催日時　令和３年９月８日（水）　午前１０時から３０分程度（予定）

②　開催場所　雲南市畑鵜森林公園

※悪天候により延期又は中止することがあります。

10　申請書提出先及び提出期間

（１）提出先　雲南市　農林振興部　林業畜産課（市役所４階）
〒699-1392　雲南市木次町里方５２１番地１
電話:0854-40-1050　FAX:0854-40-1059

（２）提出期間　令和３年９月６日（月）から同年１０月５日（火）までの日（市の休日を除く。）の午

前８時３０分から午後５時までとします。

※　郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時必着とします。

※　電子メール、ＦＡＸでの提出は認めません。

11　選定方法

（１）指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

①　住民の平等な利用の確保（１０）

ア　施設の設置目的への理解度及び市が示した管理方針と運営方針との合致

イ　平等な利用を図るための具体的手法（事業内容・生活弱者等への配慮等）及び期待される効果

②　施設の効用の最大限の発揮（２０）

ア　利用者の増加を図るための具体的手法（公報計画・各機関との連携等）及び期待される効果

イ　サービスの向上を図るための具体的手法（取組内容・提案・自主事業・施設の活用度等）及び期待される効果

ウ　施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

③　経費の縮減（３０）

ア　管理業務に係る提案価格

④　管理を安定して行う人的、財政的基礎（３０）

ア　収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

イ　安定的な運営が可能となる人的能力（職員の現体制・確保方策・指導育成・研修体制の充実度）

ウ　安定的な運営が可能となる経理的基盤（財務状況の健全さ・支援体制の充実度）

エ　類似施設の運営実績の有無

⑤　その他必要な事項（１０）

ア　地域経済への貢献

※　（　　）内は配点

12　申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13　無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

④　虚偽の内容が記載されているもの

⑤　その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

14　選定委員会

令和３年１０月下旬に実施します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

15　選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16　指定管理者の決定

指定管理者は令和３年１２月雲南市議会の議決を経て決定（指定）されます。

17　その他

①　提出書類はお返しできません。

②　提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）

③　提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

【問合せ先】
〒699-1392　雲南市木次町里方５２１番地１
雲南市 農林振興部 林業畜産課
電話：0854-40-1050　FAX：0854-40-1059
E-mail：ringyouchikusan@city.unnan.shimane.jp